

貞丈雜記

十六



JAPAN

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

古文雜記卷之十六



神佛類之部目錄

- 一反照之事
- 一疏銘披夜之事
- 一繪馬之事
- 一十字之事
- 一軍神之事
- 一あり繩の事
- 一神道八日かの教
- 一神々木地の事
- 一身固之事
- 一神馬四の付の事

一八幡大神宮

一夢想

一物忌

一方遠

一聖天摩利支天

一冥加

一まき坊主

一不^トけ

一神

一巴^ハ神の放^ミき

一輪縛

一和尚

一疣瘡神

一渡病神

一權現^{ミテ}事

一拍子^ハ軍

一佛像の目玉^{ミタマ}を入^ミす

一神冰

一

一りんのこた事

一拂闇^ハ事

一百度參^ミす

一千度般^ミす

一得度^ミす

一縛馬^ミ事

一

一諸結^ミ部目録

一總結^ミ事

一軸物^ミ総目録

一^ニ総^ニ結^ミ事

一貝桶^ミ總^ニ結^ミ事

一^ニ総^ニ結^ミ事

一^ニ手^ミ総^ニ結^ミ事

一^ニ総^ニ結^ミ事

一^ニ手^ミ総^ニ結^ミ事

一^ニ手^ミ総^ニ結^ミ事

一^ニ花^ミ総^ニ結^ミ事

一あきひ結

一かくしき

一祭物の結集

凶事之部目録

一忌服

一喪服

一中陰

一廟

一精進之事

一獄門之事

一首行器之入事

一他界

一死人院号付事

一榜回

一いもあせ事

一不領波奴

一首を酒と漫事

一素服之事

一死人額は二角紙付事

一切服事

雜事之部目録

一氣多と云事

一節之事

一芝居之事

一きりくわこと

一遊藝者

一末後之出仕

一功德目之事

一以事と云す

一弓子馬子

一非家のわざれ

一香拿

一香合

一口傳と申草

一上表之事

一子つ丑申かとの事

一桃向之事

一一二の事

一延年

一白炭之事

一徳政之事

一関東坂東

一室燒之事

一生氣之事

一蛭宿之事

一大双紙六品竹之事

一弘安禮節

一加不草事

一秘書之事

一虎韁之事

一犬追物秘記

書籍之部目錄

一三議一統の事

一虎之事

一書籍真偽

一藤九郎鹽長記

一鎌倉年中行事

一免のとの事

一香聞香合沙法

一成敗之事

一時刻五更之事

一貝覆の事

一もことどらる

一南天

一炭づくね

一

一田舎よ古風残り事

一夜之事

一じあくわう

一 鳴津十郎左衛門大追物之書 一 布衣記

一 訓閱集

一 捩七卷書

一 書物之書入

一 書物之朱引

一 篇章句讀

一 序跋元例

一 内典外典

一 故書洞書

一 授合授讐

一 著述編輯

一 往解釋抄

一 書籍叢卷之類

一 筆本

一 義經記

一 唐土之書

一 高忠抄書

一 奥州十二年合戰繪

一 正史實錄等記漏存事

一 前太平記

一 室町記

一 和漢朗詠集

一 紅涼武鑑

一 先代舊事本記

一 八廻日記

一 日記抄日記

以上

奥丈羅記卷十六

伊勢貞友

千賀春城 同

岡田光大

校

神佛類之部

一
反用ミダリと云ハ神釋の時もるより陰陽師の法ニ三足
の反用五足の魚んもい九足の反用あくとてあく陰陽师
ノ事多々べ又用配とよ書く古代貴人出陣のあり
必陰陽師ミタケを反用を行ハしむす因記えども

東藍卷廿三建保六年六月廿七日丁卯晴將軍家任

大將タマツ拂之間為拂拜賓參ミタニ禮岳給畢中畧先主拂
南面文章カタマツ情士仲章胡臣東帶上御簾陰陽少光
親戚木葉參ミタニ東寄間候反用陰陽權助忠尚東帶
入廊根妻戶勤御被アラシ小笠原長秀記世ニミテ後
人之赴居動靜アラシ五字の間配アラシありべくひ中畧五
字アラシ天武將テレムハクホウレツ亡列アリあり陰アラシのかすアラシとアラシおもりアラシ是
陽アラシのかすアラシとアラシ左アラシよりアラシあじアラシ一見アラシ天武平眼アラシあく
トモ云アラシ下界我家傳アラシ東の舊旗絕アラシ得アラシつゝ事アラシ云アラシ也アラシ
もいきし後武アラシ拂アラシ帶アラシ九字の文唱アラシめびとアラシそぐアラシ

唱アラシ列アラシりアラシる足アラシの手アラシ

前右九烈右七皆右五者左四鬪右三右足
在左八陣左六兵左二臨右一右足
右アラシ見アラシ臨アラシ兵アラシ鬪アラシ者アラシ前アラシ九字の
文アラシ九字の反用アラシ七字の反用アラシ五字の反用アラシ三字の
二字を唱アラシ九字の反用アラシ七字の反用アラシ五字の反用アラシ二字を唱アラシ
十二月廿四日庚午天晴入夜兩隊アラシ今日詳定衆等參ミタニ
相州亭アラシ拂アラシ方遠等アラシ有其沙法召陰陽作
等被アラシ參ミタニ異見中畧晴後申乞當用拂八度アラシ方

在其憚アラシニ按アリシよ古書ハ文字よ拘シテモ記モ有アリ
されバ閉坏スルモ又用スルモ因奉スルモ有アリきアリ閉坏スルハ廻スルト云ハ
惡アシテき方角カタツクトスルテスル惡アシテき方角カタツクをスルテスル破ル呪禁ジシナヒ
の方術カタツクノジツをスルテスル又用スルモ有アリトスル將軍家ヨウジンガ
あく歩行ハシムの前マサニハ先スル及スル用スルモ行スルトスルハ無シモ方角カタツクをスル
候スル呪禁ジシナヒトスル

アセアセト云ハ是モ陰陽師ヨウヨウジモ祈禱キドウモ執スル時モ陰陽師ヨウヨウジ
の方カタより紙シを人形ヒトヅメを作リテスルキサツシテ身カラをスルアビアビ
陰陽師ヨウヨウジの方カタへ送スルトスル人形ヒトヅメをスル祈禱キドウモスルトスル
御後ミケ内ナカニ流フきスル陳氏チムシ也タリ本ホノ事モノ

又アリ人のヒトのカタもアリかアリバアリトスルハ無シき拂スルのアリ無シ
アゼンアゼンと云ハ欲アリかアリかアリとスル人形ヒトヅメのアリ又アリ小神コニシのアリを
アセアセトスルモアリもアリもアリおシ候スルの時モアレアリトスル小神コニシを人
形ヒトヅメの代タヌトスルアセアセトスルモアリもアリもアリおシ候スルのアリ小神コニシを人
形ヒトヅメのアリ小神コニシのアリおシ候スルハアヤシリスルトスル

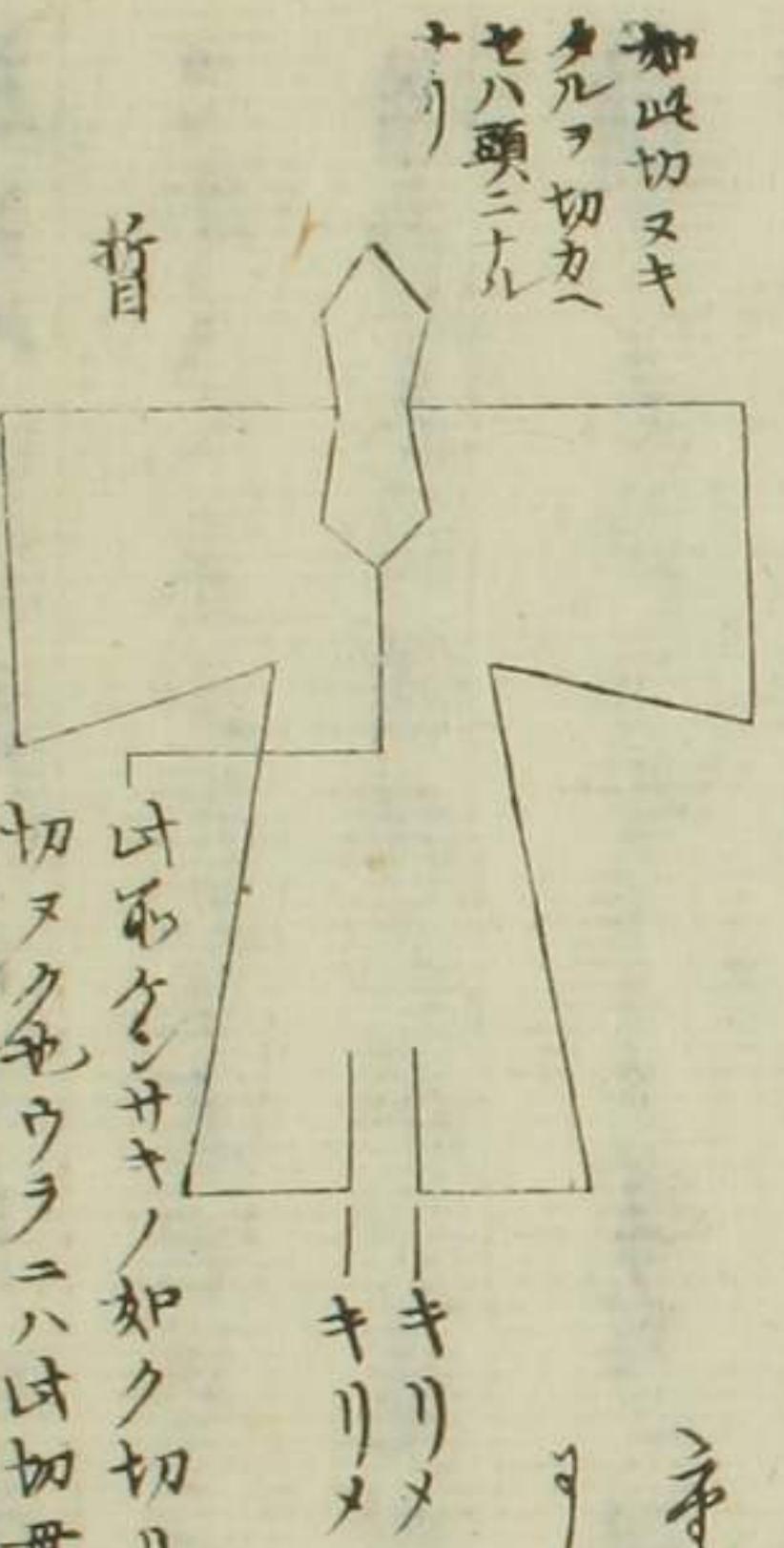
かカあアらラのノ湯ヨ

ひヒあア形ヒトヅメトスルはアリ紙シ二枝ニツ

手ミをア下シてスルおシてスルおシ目メを上スル

トスルてスル又アリ手ミをア下シすスル大オ小コ室シマ

加ス此カヌキ
カルカ切カカ
セスハ頭カニ三ミん



「けあきニサキノ如ク切リヌク也前ノ方斗
切ヌク免ウラニハ切貫ナシ」

一あさりい披病と云ひ法事も事も如何あらういハ疏落
とかくこ處山を大臣夷熙公の名目抄云毎年誕生日维那イナ
僧持系祈禱疏乞詔御書姓名遣之テ疏といハ御祈
禱の意趣をかざす。事有之源とハキ書するを願うもの
姓名を書きそへ

一今んぞとハ寺教、かくもも祈禱のれたとハ奉轉
讀大般若六百卷又、金涌千巻陀羅尼又ハ中臣教子座
あど日とて。徒又の教を書くが寺教ミアリ
極のまゝ又ハ神のねあどむ付て達上まつね。

一卷數スルの事、上色シマツハ、あよ記メモく、徒又の教を書く

也よハ乞祈禱の趣を考へて又室町坂の所ハ諸寺に暨
よりの寺教を將軍家よりどうせうとし旧記を見く
かべて、それよりも昔ハ寺教をひきと後むすび
あり源平盛衰記セヒの卷實源太元
阿闍梨朝敵追討の作差て太元ノ法行ては寺教追
上をほ披見ある。安源ノ平家滅亡の由注進ありて又
同書七八卷源氏追討云白洋衣立烏帽子立小毛
六人梅の塔スバト寺教付て名持て六人の大將軍ヨウジンも
門下ムダとてうを照る接てて名寺教を拂て拂

抜けぬて面白き

第一 雄盛ヨシモリ 魁雨斜灑 平家平國

頓阿俄流

源子失源

嚴嶋明神ヨリ

權亮三位中時殿事

第二 通盛ミナモリ 郷

平家庭上

立不老門

源氏蓬苑

放毒箭鎗

嚴嶋明神ヨリ

越前二侯殿と書く

太平丸を三十九
將軍上落の來て
さればま以天仏
美社の出子向
扇垂扇の傳
う後ヨ阿保
秋山河東軍

卷数の文書のめー外四人の卷数を署もか書よ付て是

神馬は御馬を駕すは或ある所よ云入玉うは武ハあき

すく將軍ああよハ法式あく將軍家大名どハ神馬を

献せりと之神馬を献せりとのあらね人の神馬の代え

こそが甚人
もあらんを
石川太五丸の
ひより捨馬の
代りよ入承あ
きを吉村御
ノタアリ
本朝文粹十三
江国衡北野天
神は供行帶參
種々物祭文首錄
旨内幣上紙百
貼色紙捨馬三
足トアリ

神馬の形を従ふ坐て納豆ナダと毛を従馬とと見是儀と
あり言ひては或ありべくび又神馬は姓名あと舊有
するきる従馬も多すすり重てす神馬の四季
を行ふもやこのかみかみの譽尾のあらもかひばこを
付松末小紀
うろてを付く風呂によそそう従馬も主神を
ゑぐく龜きう後よハ神馬の形を従うすと
獸人形を外様の物をゑぐくあやまつて

一九字とさす兵鬪者皆陣列在前と唱ふごう
拂ハラフ もあら紙を宣示する事くも毛を九字を切るとき
一家よ一ワ宛不相あり九字を切る。歎卒とを字を猪

真言宗より
人のあとは九字
を行ひ乍りきを
すをもとをを
人をもとをす
りをもれまの
きどくよへば
机をつつかお
あらまはり

て九字を切るも皆真言宗の事あるまき家の事
かうり傳を受けざれば用ようすとては九字がハ
道家の法の道家といふ仙術とて世人の方を行ひ若
あり祈禱あらすすこそ道家の事より祀奉すと
すれりもあよ九字行り除兵闘者皆陣列在前行
と行り是生さる字は傳り用ひ。成べし武あると九字
を用ひゆす何と有記之又云陰陽師の道家の方え
一十字と云ふ道家の法成べしもの中より指の先すて多字
をもと極りてゆけば可きいひを除きさへひもす
天天名高位ノ人ニ向フ 大時此字ヲ書ク 龍海川舟橋ヲ 虎廣野原深山ニ向フ 王三面

單陣山賊夜 命心モトナキ食料ニ向フ時行ノ時用之 勝市阿賣買堵 是病人之家書之又哩ノ字ヲモ書 勝負勝負ノ時書之 是病人家書之

鬼魔所へ行 水身不淨ノ急ラフ時書之 大大方悦言喜 方時書之

右大秘事也とぞみぞうに傳えずと云ふ是も真言宗の
出家の事也出家より傳を受ければ用立すと云ふたゞ
か家より傳を受ける事もあつてすと云ふと云ふと
氏神と産土神とぞみぞうに傳えずと云ふ是も真言宗の

新撰姓氏錄云
竹田川邊ノ連火
明命五年之後也
仁德天皇御世大
和國十市郡刑坂
川之邊有竹田神
社因以為氏同居
住馬銀竹天美
供御著竹因故
賜竹田川辺連

一
氏神アマノコヤ子ノミコト 産土神ウブスナカミ トぞみぞうに傳えずと云ふ是も真言宗の
人ヒトと生きたる左京の守護の神ヒタチノミコト 氏神ヒタチノミコトハ天武天皇を氏神とす
藤原氏アマノコヤ子ノミコトハ天鬼アマノコヤ子ノミコト根命アマノコヤ子ノミコトハ平氏ヒタチノミコトハ桓武天皇を氏神とす
橘氏アマノコヤ子ノミコトハ敏達天皇を氏神とす源氏ヒタチノミコトハ清和源氏ヒタチノミコトハ清和天
皇アマノコヤ子ノミコト嵯峨源氏ヒタチノミコトハ嵯峨天皇村上源氏ヒタチノミコトハ村上天皇を氏神とす

續日本記云寶
龜七年秋七月
丑内大臣徒三位藤
原朝臣良輔病
叙其氏神鹿嶋
社三位香取神
正四位上

武麿槌命又名
征津主命是鹿
嶋大明神也軍
神也神代天將
軍也

トセ又八幡を源氏の氏神トシ人あり何ヤマトヘ八幡ハ
軍神ヘ八幡をあづら貴むる源氏の事限るヘリ
一軍神の事軍用記ヨリナシ又世修ヨ九方八子の軍神と
シムアツセドモ古田家ヨリ九万八千の軍神トシ人知
ルノムシニシテ上古の書ヒヨリ多シ也

一軍神の三神トシハ一統ヨハ八幡太神神功皇后武内
宿禰又一統ヨ神功皇后又一統ヨ魔利支天大黒天無方
天を云也シとも軍神ハ三神の事ハ後々合て

一法國トシハは身の堅固あるねむちるか猛く陰陽作の事
ヨリ古将軍家の法國ハ賀養安信のあ意つゝも

（一）舊記見テ

一河臨祭の奉祝儀の教ヨク教す

一志め縄の事ワタリと左縄トシテ右縄トシテ左ハ五
二のワタリをワタリヘ三筋トシテ右ハ五筋ナシ又左を
七筋トシテ又右を七筋トシテ五七三五七トシテナシト
縄の右端をバ切トシテ左アリシテ左ハ紙をワタリテ
ナシトシテ左ハ紙をワタリテ左ハ紙をワタリテ左ハ紙
生中を瓦シテ上ヘおり上ヒバ ハハメシテ左ハ紙ニ長
字ねて切シ納キ哉四ツナシ神馬ヨリテ有シモトモラ縄

ホサカニセシ五三のものす法トハホの教トは云々

一神馬かみひのこもそのけふの事ちかひ故かみひのこの申と左右合をす
額髮かみひのこありあゆこの髮を身あゆこの髮、尾とうのあすもかひよす
尾おまがひのつけねのものめくせそ三の數かずをばく三級さんき一統いつうもかひ
髮かみひよりちりあゆこの髮かみひより尾とうのあすもかひよすうすすま

神社じんじゃより神馬色かみうまいろ忌いみ嫌きらの馬まの教きょう記き

一神道じんとうハ日本にほんの教きょうモ元祖げんそハ天照太神あまてらす、儒道じゆとうハ唐からの教きょう
モ元祖げんそハ孔子こうじゅ、併あわせ法ほうハ天竺國てんしゆくの教きょうモ元祖げんそハ釋迦しゃか也
儒道じゆとうハ應おう神天皇あまのひめの時ご百濟國はくきくより傳つたひ併あわせ法ほうハ欽きん明天皇あまのひめ查さ
の法ほう時ご百濟國はくきくより傳つたひ百濟國はくきくの内うち佛ぶつ法ほうハ神じんの心こころに於おく

主ぬし左以時とき神じんのことみよと天下あまに度わた癒ゆも身みにこ自身じしん也や
一神かみモ奉まつ祀まつとえすあり天照太神あまてらすの本ほん神じんハ阿弥陀佛あみだぶつ來きハ幡はた
宮みやの本ほん神じんハ觀音かんのん來きハ東方佛とうがたぶつ來きハ幡はた
別べつあるある弘法こうぼく大師だいし傳つた教きょう太師たいしあへあへの傳つた
也やととううを作つく出だて日本にほんの神じんモ奉まつ祀まつとと併あわせ併あわせ
法ほうを表あらわす折おり也や木き板いた下した也やの事ことハ教きょう也や人ひと
うす綴つづ文ふみもあきあきすあれども時代じだいの世よの心こころもうと
たゞたゞかか始はじめめより今いますありとと競たが傳つたて達たつ
かか人ひと也や

一八幡太神宮はちまんたいじんぐうを八幡大菩薩はちまんだいふくと菩薩ふく号ごをもつたま

十代應神天皇
ノ代ハイマダ
法渡ラズ三十
欽明天皇ナ清
時ニ始テ併法渡
リ來テ三王代敏
達天皇ノ治時ニ
又渡リ未テ盛
二行ハレシ也應
神天皇ハ佛法
ヲカリエハズシテ
菩薩号ヲ尊
エフベキイハレシ

ノハ桓武天皇御代ニ勝尾寺の開成と云傳より託宣あり
ノモトテ菩薩号を名づく由ヤ傳ぐれども陀真用
成の傳すと申弘法大师傳教などのやう菩薩
号を名めありノアハ情ハ慈神天皇ニ菩薩
号送り詔ひハ源もアベウジ

上古ノ時ハ冥ニ
神ノ託宣王有
世ノ代云偽多

一 懲トテ昔物語の夢想といふ者は偽あるべし我が思
にかばけたる託宣ある又曰ト御承ども軍の謀
にかばけたる託宣ある又曰ト御承ども軍の謀
のあよハ夢想と名付託宣といひタリと大方の
諸士の心をもびき歎の乗をもちよだてよ開き

物忌トハ迦毘羅
衛國ノ桃林ニ住
ム鬼神ノ名也
此鬼神ノ辺リ
ヘハ惡鬼ヨアズ
依テ物忌ト書
也拾芥抄河
海抄ホノ説也

一 物忌モノイミ
愈るより年時陰陽師は占ひそれハ是ハ大半の事也
歲月う万つゝも経へて少く時至日數他所すゆづ
字因よりより古て今すも多く云舊こそ古き
多古の柳の木をもむ斗り少削をも物などと舊見
さゝ薦スターすもかゝれども草のくさよゆひ身を冠す
事よりも何う志のぶ弟の一路をうとあく草と
う志用るあるべし禁秘抄順徳院ノ御記也はう法ねらふ可憐テ不
生御他殿舍中法より於簾中すもえ云以柳造

簡三ト斗指仰冠櫻涉放本鳥時符御袖書紙白紙と免
えそり是ハ禁中の怪物忌をもて東避處六云物
忌字注れ符附蓋カタカス

一方遠カタカスと多たとハ明日東の方へ行んとおもはる東の方
方半年の金神よ齒ル丸又ハ陰ヨシ天一神太白神
かくよ齒カクヨマミ方へ行ハ凶アヤシトモ時ハ前日の宵ヨシ
出て人の子へ行て一夜ともあつて昭日もすむ行けば方
角凶アヤシカクナホあくる方へ行之方角を引たゞて
がく加方遠カクカタと多カタカスおいまひと
ちりすし

一悉曇シフタシと多ハ梵ホンジ言のすハ梵言ハ天竺國の多ま

一聖天摩利支天大黒天毘沙天多門天あとのおとハ天
部アバと云不動明王愛染明王烏蘇沙摩財主マサニ等の
神をば明王部アバ何れも佛也アリ天竺の神也アリ
日本之神アリあらず知るぬ人アリ即かの神アリとあらず
記メモとあり

一冥ミヤウガかくハ冥の字ハムレトドリ乎アリ神佛のめぐみの
我身アタマよからず先の見えぬ冥きミヤウガまよつゝ暮ハシマり
めくがよ冥ミヤウガかく冥魚冥感ミヤウガの冥ミヤウガも同アリ
一旗幕ハタマツ其外軍器ブシキは佛神の名号梵言ホンジあぐを書き
かねあぐをもすより武具の教テクもあぐアリまこ

一まひき坊主山伏陰陽神子神宜あらうくの傷を
ひ思人をたゞうへ金銀をもる工をすも是残
はとのかいとまとのかいとハ法度の害へふ道ある
る残るを全をたゞうもか天子の法度の害は處
一佛をやどりと云ふ或況よ佛は視て日本へ物と時
外國の法を作作もりと日本のか神にてたゞう教人
疫病もゆりて法人藝衆モナカナモナケトヨタ
を異してやどりと名付くも又一況よ佛はをま
あが人ハ世ひの心をどけるあわざりとちとソア
かあ況ともに佛をハ天竺國モハ浮屠モエ

又佛陀とも云へされバ浮屠家又佛陀家ともあるを知
けと云てアシヤ五音通じてアシヤ五音通じて
タチツテ因レ音家の字ハ儒家陰陽神道モ
ソアヅメー

一神をうことちハ上之者アベキねうるお上アホモ
ノナム名すとかみとちく

宋巴蛇ト
スヘヒノ形似
リ名字
テ巴ハヒノ名
ニ巴ノ字ノ形
是ニ似タル故日
本ニテトモエノ
字ニ用タルナリ

一巴を神の法紋とすれど神事より元サ修のあ
ハノ人の空紋をもとす後世始りてある禁裏
より伊勢太神宮へ納つて 蘭^{ドモ}蘭ともあハラ村^ス
形ハナリすも巴を絵うるもされば蘭絵とソアモ

トモエハ紫荷包
朝ノ事ハ武具ノ
御ニシテ

右のゆくは神室の廟より、伊勢太神宮
の内役と心地をもれぬあらへども、諸神の内
牧より定め用る威にて又巴ハシナ海門神の内役にて
之況も、毛又候の況へ神事より是よりの時
神の辯よりおもに計をすてりすと、修をもくひ候よ
き事のえりけり哉、云々お候す。◎毛毛をニヨリ拂一形
トシテ成る。

トボノ金銅
そし作御足山
伏のけざる

一輪鐘を中より傳入るが、輪鐘と云ふ
事より、俗のあいづて山伏の不動巖也。是もんがれ
全形を有する故と云ふ。一向神道よりあきる
和尚の二子聖道も、吉宗とも云ふ。

禪宗にてハオレヤウミトモ

一東堂西堂の奉役名の教蔭涼軒の筆より

お城のまぐうけのす装束の御より

一泰山府君ハ陰陽界の方にて祭す神也

日本ノ神
ニハラア

一疫病神といふ物神道の事よりえず多きあへ
い寒温あらず夏涼しく秋暑く多温ある者あり
不相應の事もありたるの病むりて神のあらひ
よあらず熱強されば正氣をうへあひてきの形も因
にええたもとあるを云ふ神のあすりぎと思ふり甚
非あり

一 疣瘡神と云物も神道の事より是も熱よかうき
正氣をみゆくとも此のれの形をえひこのりを口にし
カバ神のあすりゆきとおりより非之疣瘡神トニテ
あきるを知りかみて、疣瘡神を察す人あり茶
れどもそぞろをばく神ハアリて多の度ハ空也より
參モソロヘ必疣瘡神を察スル者有り者瘡瘍
人熱うて心亂多氣脉背く耳瘡瘍耳瘡瘍耳瘡
瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍瘍
又ハ父母の因より生ゆるあり、疣瘡をやむす
いわくあやまきりと、いもせ色と食ぬかと云ひ
あざめ人毛ひ熱られ、小児をこあり、あとまく

アノア
事何より皆物の心がまじる病魔神なるす甚強也
あれてちうづ
ゆく人、母の胎内より胎内内の熱強し以胎熱を
九蒸九蒸く
胎毒といふ胎毒はく更に子の発育、また胎毒を
除くをすすめの施療時、また、性き、胎内も
多くほりと生るゝあひの後又神をもつまひ
あひとも益があれり

うあらわすと云ひてこの生れたる生の御中の神も
おれども尼ハラムシとまの神として御の名を除
て云べき事とぞ申すナハ、うづきと云ひ人の尊れ
たる生の御に日本記事世二指古天皇三十二年十

月の紀より大臣遣アツシムエシ阿曇連アベノオシマロフタリノヲシ阿信臣摩モトヤツガレガワフスナナリ信臣令奏于天皇曰葛城縣者元臣之本居也故因其縣為姓名と
ナリ本居の二字うぶもあく古よりよもはナラニ本居
ゆとのをうりとこうまと庵アメをたなまをえうぶの庵アメをま
ハ玉ヒタチにされば本居神と神の字をそつていふべしと云す
あと耳アシもハ神の名アメとある

權觀ジンケンと云ハ併アソシる云うと神道カミノミツと權觀ジンケンと云
てかきよカキヨくもきくとよもしと併善カツシキ善シキのれの衆生
満マツかの方便カシマツのゑカシマツかきよ身カキヨコトコトを度カウしてば母モトもあ
れ路カミと云カミと名カミと云カミと方便カシマツといひのとぞとせば佛法ボダツの用ヨウす

一 神を拜カキむ手ハンドをうけり是日本神代の礼カタチをうへと
ひよ字ヒヨシハ拍手ハタツの二字ヒヨシ日本紀持統天皇の紀ヒヨシ即天皇
公卿百寮羅列再拜而拍手焉ハタツ拍手の二字ハタツの如く
日本紀ヒヨシハテヲウツヒヨシ後來わカミ上古カミよりして方シハカミと
以カミ考カミハテカミ手ハンドをうつ時の手ハンドの形カタチがその葉カタチの
似カミるがカミと名付カミるゆく又膳カツ教カツをうカミてと
ひよすカミ者カミと名付カミるゆく又膳カツ教カツをねカミる範カミ
也儀式カミシマツ大嘗祭辰日獻物拍手四段別八度所謂八
開手カミハタツ也カミ御烹カミ内裏カミとて大嘗會の清祭カミの辰日
の清祭カミ神賀カミを献カミ多カミハ四段カミがカミ手ハンドを

也一段と云ひをハツラを云ひをハ闇キトクニ二條亞
相記す柏手を訓じてかのとうと云ひ或人の云
膳を訓じてかのとう古ハ柏葉を用て飲食を盛
る故ニカモヒと名付て君子を柏て膳を召す臣子
を柏てこれを歎す故ニカモヒと云ひ膳と
云ふハナキリ追考上古の事ニ柏手と云ハ柏の字を木
すあさく一真丈強ばかりして膳と云ひ列の事もかまつてウ
真丈強ばかりして膳と云ひ膳と云ひ
直レ柏の字と似る故ニモヒと云ひ遠くうるう多
い事ニ以人度りをかのと云はて又柏葉あるとの
事を附す一たゞあくまへ中古ハ東洋よりの事とえ
ル語根のかもんとハ別の事と
云ふ

一佛像の眼ヌ玉を入多々奥州の基衡毛越寺の金堂を
修造一丈六の薬師圓十二神將の像を雲母ヌ作
ラセ一時ドリ始ムと东懸巻九点五メテ
一神水をのむとテサヌ神水ヌ水をまとめてきみを警
誓言をたてる事多々

一起清文の事萬札の新ヌ一も
一小児を抱て水中化けもする眼脂を以て小児の額
ヌ犬と云ふ字を書く是をいんのことシシムの事と云ふ此件
まれば魔除すあり猩狽れ小児をわびやうもあ
と云神道丸聚名目抄ニ山州祇園社額アカツチ以小児

額犬ノ字ヲ仰ス是ラインノコト云祇園社守也一社秘訣ノ
義アリ○小鬼の歎ニ犬の字を考モテ古代より有テ
也年山中岡云大府記時房又日記康和五年八月廿七日ニテ
東宮遷御高松第戊魅術出宗通卿御額奉書大字
先日女房奉仕の房娘子息顯隆ノ日記ハ戊魅行啓
依可アキ書アヤツコウト阿也教古人事以手為御使被申院爲章據
シテヨドガの字を考モテ阿也教古人とシヒタニアヤツコウド
為章ハ水戸黄門光國歟ノ時招カレテ彰考館水戸家ノノ客儒之年山ト号ス
丹波国千年山住シテ也年山中岡此ノ記以外著述ノ書多シ和漢ノ学者ナリ
清闇エイクヤの寺南朝記傳云正長元年春正月將軍不例日
を徑ておよりたのこそあきよより清あ智を付属アシヒツ也

べきの併定ましく、或ハ連枝の中の傍を還候して
を継ち或ハ藻食の持氏母を沿ん筈量との人アモ
ねり吳見何れをりきかきより徳を神アシヒツ
ましのせんとて畠山滿家石清らは清て清闇エイクヤ
タキニ青蓮院義圓大僧正將軍日服の舍才アシヒツ也
清アシヒツ○唐寫記云承享十年八月十五日今院三方
様清下向八晴中暑扈從激上人兼日死多井中網言
雅世アシヒツ少將雅親法忘用烹之處輕服更出來但輕
服入不被憚之例在之時德度重服入掌以被寒之
例至之間アシヒツする何様哉兼日清沙汰不論可する神

意ミ由ニ作虫中山相ノ被參石清乃被取所闇ニ處
輕服可被彈ニ見拂闇ト
一百度參平戸記延應二年二月十日於夜景蜜ニ參
園依恒例之勤序入數有百度詣事又東濫文治五年
八月十日今日於藻倉清菴所以清所中ノ女房數奉
有鶴岳百度參是奥州追罰清祈禱之とんをう
百度系とひきとくとくとくとくとくとくとくとく

一千度被東濫治素四年八月十六日永江藏人頃降
勤一千度清被又延應二年六月十六日奉真胡臣今
日三ノ日於江鳴可勤修子度清被之旨被仰付

百練抄建永元年十月二日今日於院清所可有千
度清被依上皇清目不豫と見えうけ木の文を以
考ルバ千度の被とひきとくとくとくとくとくとく
一得度とひきとくとくとくとくとくとくとくとく
ヒ年殿中月記云六年五月十五日東山殿清被於
二舍院清被六年五十一清法名道蒙階道号
喜山閣山正覺園師は辨塔仍南院在岐俊之
一徐馬書様の事異本傳兵日記既の神を生
馬の神と書ニ必僕馬を可掛シ馬をバ猿引
すとて僕馬の事

奉掛

生馬神御寶前

馬様引

敢白

年号月日

諸結之部

さよくの結のむちびやうふ
色結紀は緒墨を考引之

一毛^{マツコ}で袋の結^{ハシナ}緒^{ハシナ}持^{ハシナ}すあよりて結^{ハシナ}び持^{ハシナ}室^{ハシナ}うたる
法式^{ハシナ}何^{ハシナ}持^{ハシナ}今^{ハシナ}世^{ハシナ}有^{ハシナ}す^{ハシナ}すも^{ハシナ}うそ^{ハシナ}ども^{ハシナ}更^{ハシナ}不^{ハシナ}定^{ハシナ}
法^{ハシナ}ハ^{ハシナ}あ^{ハシナ}キ^{ハシナ}事^{ハシナ}之^{ハシナ}古^{ハシナ}へ^{ハシナ}の^{ハシナ}袋^{ハシナ}ハ^{ハシナ}又^{ハシナ}袋^{ハシナ}を^{ハシナ}外^{ハシナ}ぬ
き^{ハシナ}箱^{ハシナ}ある^{ハシナ}ハ^{ハシナ}以^{ハシナ}上^{ハシナ}方^{ハシナ}よ^{ハシナ}筋^{ハシナ}を^{ハシナ}付^{ハシナ}て^{ハシナ}一^{ハシナ}方^{ハシナ}の^{ハシナ}く^{ハシナ}元^{ハシナ}
ノ^{ハシナ}筋^{ハシナ}の先^{ハシナ}を^{ハシナ}通^{ハシナ}して^{ハシナ}かこの^{ハシナ}よ^{ハシナ}そ^{ハシナ}か^{ハシナ}り^{ハシナ}ある^{ハシナ}緒^{ハシナ}
之^{ハシナ}方^{ハシナ}よ^{ハシナ}緒^{ハシナ}付^{ハシナ}て^{ハシナ}る^{ハシナ}筋^{ハシナ}ハ^{ハシナ}ゆう^{ハシナ}づき^{ハシナ}よ^{ハシナ}も^{ハシナ}も^{ハシナ}あ^{ハシナ}り^{ハシナ}
す^{ハシナ}若^{ハシナ}あ^{ハシナ}ぐ^{ハシナ}ハ^{ハシナ}あ^{ハシナ}方^{ハシナ}よ^{ハシナ}く^{ハシナ}ん^{ハシナ}あ^{ハシナ}り^{ハシナ}緒^{ハシナ}ハ^{ハシナ}ゆう^{ハシナ}じま^{ハシナ}び
ら^{ハシナ}よ^{ハシナ}む^{ハシナ}も^{ハシナ}び^{ハシナ}ね^{ハシナ}あ^{ハシナ}り^{ハシナ}も^{ハシナ}お^{ハシナ}ハ^{ハシナ}け^{ハシナ}あ^{ハシナ}り^{ハシナ}あ^{ハシナ}る^{ハシナ}事^{ハシナ}

ちうひの結うるとも能いあされども手巻ハ
大事の物をへぬくわあれば射結（さゆき）むきび
むきびすゝるをハ結（むす）たやまくとけ
かく／＼入むきびあせば巻數あと遠くゆく
人の手を付する事無し

一 軸（ジグモ）物の紐（ひも）扣（く）別（べつ）法あ三重（みやま）よきて端（はな）を
おと折（ほり）めを三重（みやま）の紐（ひも）下すり上へもとこまえ
かた縫（ぬい）ひ二幅（ふくら）對（たい）紐の端（はな）扣（く）左中を
初（はじ）筋（すじ）あるとむづくべき箇所（ごしょ）せる事何
いづこのかけ締（つけ）外題（がいたい）あり外題（がいたい）は緒のねる

掌者（てあし）の名左右中まで書符ある右紐の結締
まとワラ筋（すじ）の後只右は記せぬ三重（みやま）も五重（ごやま）
まきと紐の端（はな）をおてもとを三重（みやま）べ

一 旧記よこまうむきびこまもじとびとひまもじと
の事えとんがらむきびとひまが筋（すじ）口あをうちあ
方よこらむきびと半（はん）袋の結あらうとんやらの結
びとちハリもあ方よ二ツ合を四つのとまうりと
とんがらの筋（すじ）とくあと序（じょ）と云ハからよりあ
わうひつとまに結（むす）てすこえもひうらとひまも
むきびのすこえ男結（おとけ）とりへ垣（は）やうひあをま

財の結び捨スをあごむきひと云ハ男むきびを
左シタまきスるシとももシくさみからくシとも
うもさげシらシさきシもうのシびシくシもつけシ
かりシもシびシもシハ結シを二ニ重シとシとシのシあシ端シを
初シのシ廻シたるシ結シのシトシをシ通シとシ引シ出シをシてシ筋シのシあシ鷲シのシを
山シ結シかシるシ頭シとシあシ羽シをシ下シよシかシのシごシとシく
結シをシかシるシ身シ外シも用シきシるシあシをシ結シびシ捨ス
又シむシちむシもシびシいゆすシじシもシびシすシとシそシのシ筋シのシあシま
まシをシ本シむシもシびシ。結シめのシ廻シくシらせシくシ猪シひり
のシ二ニ筋シつシあシふシ捨スむシとシ又シかシうシむシもシびシいシ義シが

口シとシよシまシのシめシく裏シハ十シのシ字シあるシ应叶シ結シとシ
又シあシはシまシきハ中シハ口シとシよシ字シのシめシく四角シはシあり
上シとシあシ方シよシつシあシ出シてシ筋シのシ鷲シハ二ニ筋シ下シてシきシのシあシ
あシはシまシきのシ一シ名シをシもシとシんシだシ。結シとシもシくシ又シ入シ
結シハ葵シのシ葉シをシ二ニカシ手シするシ捨スよシけシるシ結シひシ
あシひ猪シをシあシもシもシびシいシ人シあシりシけシまシくシこ
まシぐシてシ筋シのシむシびシゆシいシあシくシ包シ結シ記シよシあるシ
一シ今シ世シ下シよシ具桶シのシ筋シハ鬼シ結シとシ云シむシもシびシねシるシ
とシ云シ人シあシ鬼シむシもシびシとシ云シ革シ古シ傳シよシあシー具桶シ

の猪やうは革を包結記す よりき

一 けよみ革の猪の猪紙とを法式ハアモキニ革ハ
いシテアキナエニ依て法式アヘ猪革の事ハ御役

の部ス

一 まぐら猪のじまびやうをの包紙水形あぐ、色
結記よ記意

一 うやぎがくらきのくびと云猪の結ね鷹の教よ記里
一 かくやーと云ハ 離のにかへーとくふ結あるが
離結トキニは結ひいくの名あり既よあ記里
一 まむまびと云ハむまびめのかまつたるゲ 三かと

蝶



の見の形よ似る在にてあもきとレア、ヤマウニ
とれく革ヨスノア 蝶のまえよもじヌヨモト
一 諸約モムモガ序約カタキ 約ヨ結ハト云アフ法約トキ
カラヨモアリホのゆく序約トハカヨアホのゆく
一 ももむきびのことくむきとテテ因記ヨアフヒ
とハ素襖アツのひくれあとの胸紐ヒモヒタ
タレキアドのむあひもハカラヨカヨムモムキトキム
ムムキトキヒムキビのめくトイケ
一 あきつけよむモトハカメグレヨ結ハトミ
弓馬故実幕の赤板の索ヨ折引の上ヨテ

左手一付は結びてとあう是ハ胃の茎を左一體

の袖を左一を結付るむまびやうあれば

監裏記卷卅九

此女房ト申ハ

故少納言信西

孫孫町中納言

成範に娘申納

言ノ易ト申乞

今年廿二歳

タマウ琵琶上

手ニテ繪カキ花

ムスヒ歌ヨニ手

マウ云々

イワクシク書タ

アハヒムニ

女の藝の因よ後うき花もまびと云ひあり左さ
草紙あ語あとに見えうる絵書ハ絵をかく
花絵といぬの絵をあがすとあいひ絵毛外色
核く花やうあり結びかくまひ先へたらまひ
是もアの藝あり

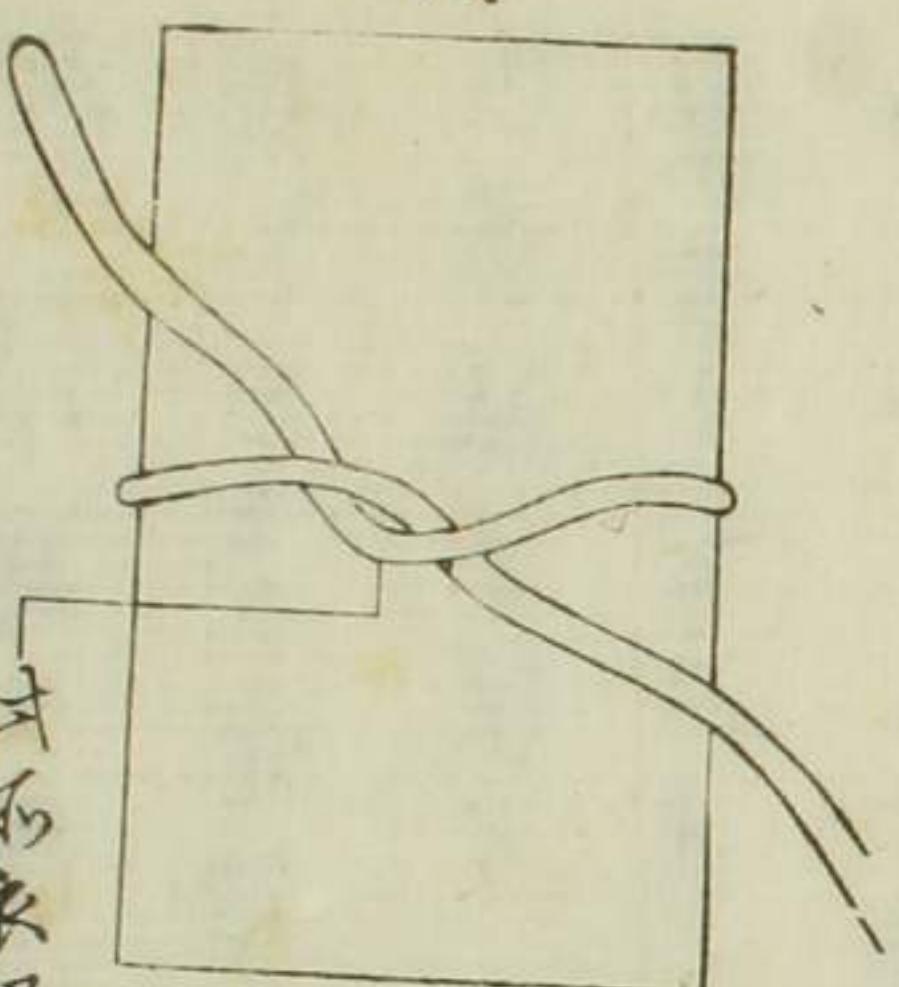
あらび結人と云ひあらひ結とも云結形の事へもく
細ちくて炮貝み似る有て是の繻結びの形よ対
してつりあらびて清少納言枕菜ふよかまひうき

アハヒムニ

うすこりりあはむすへあひもあれバかます日うけふ
ゆもおこつどとひうちもあもよじもくまくあひ
もまひの事をうあらひ結あもよ

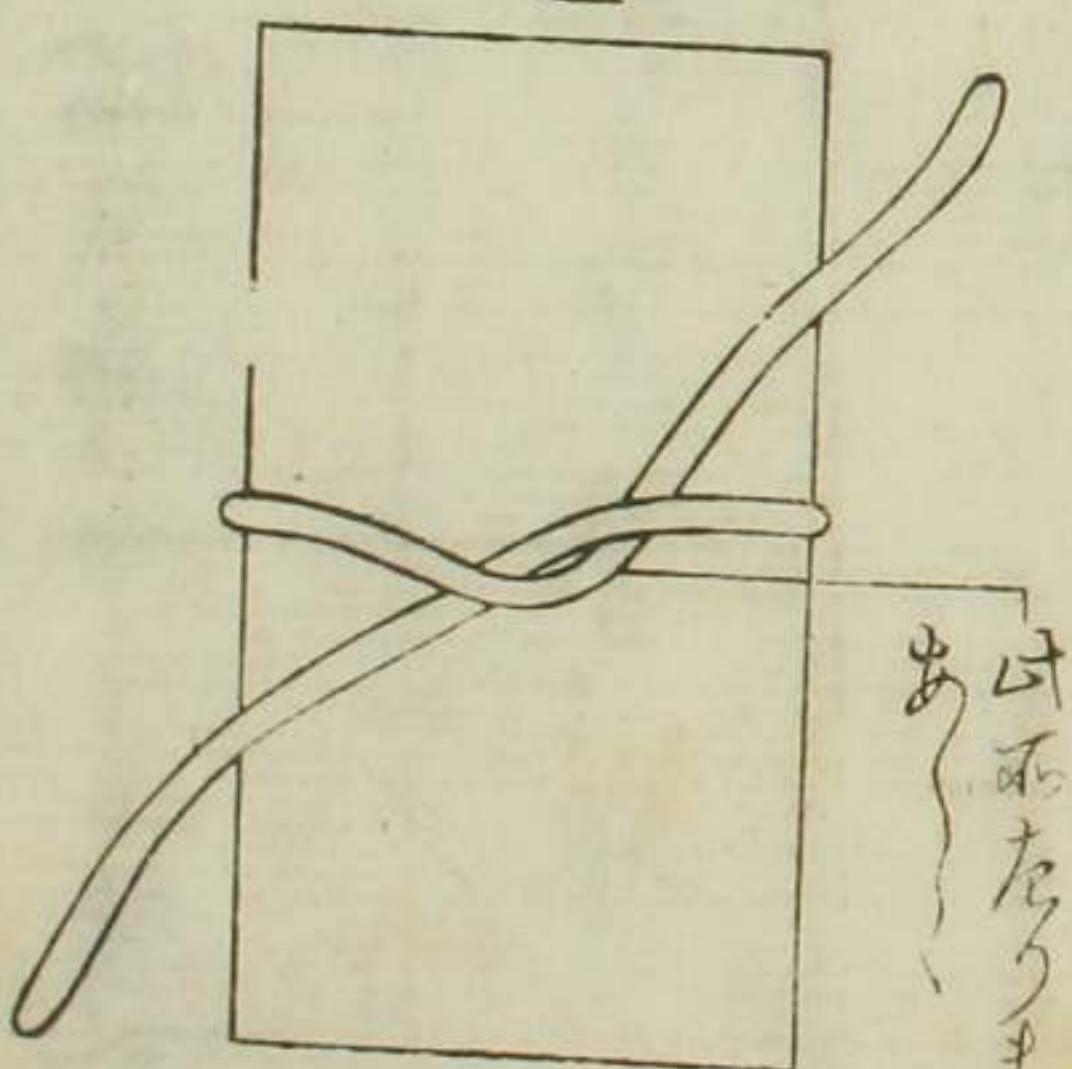
一箱の結あらひを結ぶ順逆あり順を用ひ逆ハ逆へ

順



はあ衣服の前を
合ひること

逆



はあたゞまゝある

一かきかきに かたひま 結をむもひよハ己の方ハ我う
走り端の方ハ左の方 我が右よあやうよ結

凶事之部

喪服ヲ素服ト

云未ニシル

忌ト云ハ神事ニ
死穢ヲ忌ム云也古代忌服
ト立ヘ云フヲシ
般者ハ服ノアル
限リハ神事ニ憚
ルユヘ別ニ忌ト云
事ハナキ也古代
ハ服假ト云テ天
手ヨリ假ヲ玉ハ
レ也假ハ暇也葬
送其外凶事存
テ用事アルユヘイ
トマヲ玉ハルナリ

忌服キブクとは事忌ハ人の死より後を神事了
忌服。此服ハ衣服の服もさむれの人死より後
時々あるこの名衣服とさむれの時ある衣服を
名す。その色は必ず墨色とねずみ色の有
る。衣服を用ひて常によ用ひ。此衣服の日數
終りてかの衣服をぬぎ去りを除服ジヨブといふ。但
あり人ハ服の内ハ解官とて官を去るを服解
と云。服終て又元の官はあるを復位と云ふ。

般ノ日數ノ事ハ
喪葬令ニアリ
假ノ日數ハ假寧
令ニアリ般者ハ
般ヲキナカラ奉
ムハ勤ルナリ

服解ヨ限リテ子細ありて一旦官をちて又元の
官よりをバシテ復任と云

一人死シたる時カアミ引シより喪服を着シモ
を喪ト云シ附 謂中ト云ハ喪中ト云事をあ
マリテ謄中ト書シ 謄謄とてく字ミテ月内
おがろあるをつゝ凶事用る字ヌアリド喪
のるを謄氣アリト云人ハ殊アリモクされ共
合ハ世のあ、ハシモ限リベ

一中陰ト云ハ人死シセ、四十九日の日を云中有
テ云四十九日の日ハ死シたる人極樂ヘモ限ズ

地獄ヘモ行シテすより人ありムによりて法事
ノテ極樂ヘおもむく極事モ申ル事也トぞ是ハ出家
才の説あり 地獄極樂の事アリハ方侯の

説を坐假ヌ役を候アリ

一廟トシハ今俗ヨ云法靈屋也ヒ時先祖の廟もあキ
賤キ人墓^{カーワテ}宿モ申事を廟矣ト云人アリアリト
墓矣ト云人墓宿モ申事を廟矣ト云人アリアリト
一精進の事有度論ヨアリ併書云有二精進一、身精進
為小ニ、心精進為大佛說意業故云精ハシラゲト
トム米をシラゲトメく身を清むるを云進ハス
トトモじ心よ慎ミをもととて亡者モ無リキ

のうに心を進みて名づけるをすあり

一又云榜道と云ハあうけちむとすとく才を
きよめ心つゝもてま佛事に進て怠慢るを云
之を歎嘆肉あらハかす今くそづらハキル
ありか不用いさぎよき食あを用ひつゝ
之撫達ハつゝものるゝ腥ナマクサを食されば亡者の
ゐるあるもあらハ心地遠く不幸の時の才の
つゝくそ口よ腥くのうみおを食するハ怪のう
也法事をつゝむか食あを呑むく

二もひじ狀の状と云ふ書きゆく書れの新ハラタケもす

一香典又香奠カウと書く事書れシテ教タヒえます
一獄門ゴクモと云ハ牢屋ラウヤの門の事へ罪人の首を切て
木の上アシうけるをバ梶首キヤウシと云く今時の梶首
のすを獄門ゴクモへさわば首を切て牢屋ラウヤの門
あふかけるひも取べー

一軍陣の時首を切て行器ホカイ入る保元物語は
為義の子との首切て行器入たる事見へり
首桶の代より用ひ

一他界タカイと云ハ他界へ行きたる心こすハ公方家乃
而死ちよほつて法他界とも云れとも古ハ平

人乃死去をも他界といひ、東籬巻十二云雞
色成沢者有多年之功仍沾乘色快然与涉家人無
勝劣而志甚以他界云々又因卷十五云稻毛院
重成妻於武藏國他界云々は外平人の死去
を皆他界と記す。他界とは世界をちりて
他の世界へ行く事あり

一死する人は院号寺号木を付す事たゞハ法
性寺成恩寺ある云々等持院慈照院ある云
事云々何れも主人の在生の時建立する
菩提院の名へ皆色大祿をとり高位高官の

人のすゝき後世よ及てハ菩提院をも建立す
して院号を付す事ありもうもうも歎世賤き者
も出家す金子をすりて不ほせば院号を付す。
字すぬけたり

一科人を榜間もと云い榜本と云ふ者よせても
眾を召取間の榜間と云。眾人を榜本すがう
あむすり作法施て教ぐあきく墨好が従化業
よもえう榜本よもすとハ木よもじう付かせまつ
あらん。

一いもゆくちハ鴻達のすく精進の二字をいもゆくも

光大曰齊食と
書ててもひどし
へ日本紀よりひ
とぞり方葉集
とある高官をもひ
のる齊庭をも
ひにそとぞり
日本紀よりひに
とぞり

又精進を志すドとも云何れも古事よりぞり
不領シヨリヤウを没収せりと云ハ知行石を抑る者罪科有ふ
依てち知行石を上へ取上げゆるを取らと云も
同ド例ニ知行石を云儀へ云收めらるゝ事

一敵の首を取て遠國アリヤマツチ送すハ酒すひすくそれ
ぬゑく東監タガキ九よ云泰衡使志新田冠志高
平持參豫州首於腰越浦中畠件首納黒以漆攢ミツツク寔
義酒エシ是伊豫守義經ノ又太平記卷三十三新田左兵衛佐
首ヲ奥州ヨリ送タル也義典自害ノ条
云兵衛佐并自害討死の首十三求め出一酒す
浸アヒ江戸遠江守因下野サトウ竹沢右京亮五百余騎

馬を馬以後のおハります武兵の入間川の陣アリ

馳アラシ矣アリ

一素服ソブツとぞりハ又母妻子木の死スルる時カウこの時カウ
差る裝束アツヅツ則裏の服アラシ毛アラシをつぢこうツヂコウと云
也本ハ衣アラシからアラシをかよひアラシてちひアラシまアラシその皮アラシ
のあそアラシてちアラシたる衣アラシを用アラシ之後アラシ麻布アラシを用
るアラシすアラシすアラシみ色アラシとアラシすアラシ馬アラシ塗
れアラシ心アラシかアラシこの附アラシああくアラシ衣服アラシを云
えアラシ素アラシをアラシるハアラシかアラシぬアラシ心アラシ素アラシの字アラシハシロシ
トアラシスナホアラシともよも字アラシ素アラシ服アラシハシロキ心アラシアラシ

あくまでも心をそろがぜうあき心の忌服
の服とは衣服を忌むる事をすこうすみ色ハ
ともかくあまのやうるをすすびと之
前もこの衣服はましまる常よは忌べうじ

一死人の額より白絹を三角すてあくるむ行り
年中行事の経走の内す事よ逝る時まで
残しき志とらゆう思き三角ありぬを額よ
あてゝ紺を名づきたう是ひうひえぢとす
物あべー西行法師の教よ縁たより雀子
ももの豆うへひあるえ不一のやけあきつむと
よりう妙木をよへ思き残きたうて作生死人

よハ白絹と作す用をうづえほの代まよ
清少納言枕草より見えんうれしきわく云能よ法師
陰陽師の紙冠かうりしてもうへたまうあり又
宇治拾遺物語より播磨國を法師陰陽師
の紙冠を名て後ちりを因化上人寂心と云僧乃
とづらなる事もあら是も額をば

一切腹の事日本紀以下の國史よ自殺したる人の
スヘタハ皆自縊もと死へぐじを或ハ亦よ火を放
て滅死セヨリハあれども腹を切る事こそせずよ
古よハ切股あべ保元物語よる朝サハを承

牛柱ようじろをあてて股うき切られとも死か
れず、うちの骨をかつと切らなかつうううえん
えうははじめより武士勇氣を人よろすべきがる
に腹を切る事珍りあつて天命じて臣よせ
腹せしむるゝ、又もうの後生代始りましれ

雜事之部

一氣キニヨシもとえ事日記すゆつ是への頃つきのすこまを
きつてかくはかべつさの様子を従ひゆく氣が
も頗りうち、腹を立て部屋のわらくる
うち氣色よあくうれとちハ考人あと鄰里を
よそもの持るやうにあてひてめづらゆ
をえ同人をもくからむをうじにめうあつき
あくまくへあくびてはくく、い乞色よほゆ
えと前病宋のすをえもうりもいと云ハ別の

す。教すのをまわらとあるハ人の乗ハ新よ
あらわるゝ。京の柳子の剪ばらいを宋そとまし
一節セツかの大豆を取てまと初うもあらのせんのつむ
事今世のあらわし。京教將軍の代ヨリま
せゆかの大豆を取てまと二月初牛の日又系

うや　中年中恒列記よしふたう
シバイ　クニシシノウ　テニカク
一芝居（シバイ）と云々勧進能又ハ田樂（タノカク）を外えぬの不^トま^ト芝系（シキ）
も府（フ）てえぬわむれ芝居（シバイ）と云々

一
きり もうもと云ふ
事くやうちよもう 切虎落也
キリモガリ

切てもううきあひすこあくせうと大和がをハ春
え元あくも、うへひそだかほせうづはうちがとくやて
ひくひくとひとわう是ハ芝居の藝者のお
あるとそぞくまひたるをきし

をもくとて翌日を。月をもぐたと。焼川記より前達
能あざに申樂よ元をうけゆ財 カズトガ
ハダサ タキモトカグサトモ
英代げやがよ遠ひいとの事かひい同花代神のす
聖日は多數ひづ方淨身に布ノテモくまくま大ま方
すり取よ系ゆるもアミミキモ英あげヤガリとい

花を枝ハシあげて作るトヤゲを作りよと代
後よ遠あくとち説アマガシあくと

通書ダムニ云
赤口忌會客
證事賣賣又云
主口舌喧争タケル
日安障清明力書
蓋簷内侍ミツテ見
タリ赤口日ヲ糸
舌日トモ云ホリヌ
赤口トモ云

古マカク赤後シナヘの出仕シナヒと云事コトをタメ京於临軍キヨスリノルジン年中恒例記ニ云
赤後の出仕シナヒをシナヒ候大名シナヒ以下シナヒ者元シナヒもかく
由系也シナヒ赤後シナヘの出仕シナヒ毎月シナヒ年中恒例記ニ
云赤シナヒの次の日の出仕シナヒとシナヒ出仕シナヒあシナヒ也シナヒゾテシナヒハ供シナヒ
充シナヒ赤シナヒあシナヒぬ日シナヒ日シナヒよ出仕シナヒ又云赤シナヒの日シナヒ
由供シナヒ元出仕シナヒもかくシナヒ事コトも被シナヒ高シナヒかシナヒ赤シナヒの日シナヒ
とシナヒ赤日シナヒとシナヒ無日シナヒの事コトあシナヒ赤日シナヒ赤只神シナヒとシナヒ
神シナヒのつシナヒどシナヒ日シナヒとシナヒ辨舌シナヒ用シナヒ手シナヒ引き見シナヒ

信陽シナヒ作シナヒの税シナヒ也シナヒそれシナヒ出仕シナヒせシナヒひシナヒをシナヒ僅シナヒむシナヒ

燃川親元シナヒ第一
日シナヒ記シナヒ寛永シナヒ年
の記シナヒ出シナヒ極シナヒ
三方底シナヒ上極牛シナヒ
祐州子午武庫シナヒ
外酉シナヒトシナヒ上
極シナヒ東山岩シナヒ
春シナヒ之シナヒ佈州シナヒ
伊勢守シナヒ貞中シナヒ
守貞シナヒ武庫シナヒ
八伊勢守シナヒ貞親シナヒ
ノ嫡子シナヒ伊勢兵シナヒ
庫シナヒ貞宗シナヒ
○室町日記永享シナヒ
七年八月廿日シナヒ
則シナヒ徳日シナヒ故シナヒ
可以シナヒ廿日シナヒ令シナヒ之シナヒ
曲シナヒ作シナヒ一
一徳日シナヒ事コト本シナヒ名シナヒ裏日シナヒ裏日シナヒとシナヒおシナヒうシナヒる日シナヒ續シナヒ

ゆくその名を忘て憶日いつひのりあるね梨木ナシと
云ふ懃ればあうのことりへうだらは回へども裏に今人
の生れ年よりて爲さ日禁裏將軍家後陽作山
憶日をもて毎年勘文カムニをすまし今世ハ幸徳井といふ徳井
將軍家ハは憶日より上よりも何事ナシも作ハシメれどもよしも何
事ナシもや上半ヒミツをもと拾芬拾ハシメテ云生年衰日子午
生ナシキ未子未生子午寅申生巳亥卯酉生辰辰戌生
卯酉巳亥生寅申辰巳子午誕生の人子日時
計算忌シケンヒ可推知又和氣嗣成朝臣云子午生人公
そまの衰シケンヒ也說所用也奥書說不用ハ右ノ
子年子時誕生

云説ヲサシテ
云ナシベシ

一公事クジと云ハ禁裏クニと行ひ政事シテ武家ムカシとも取
中シテ御事ムカシ規式ルイシスの事ハは云事ハ之シテ御事ムカシと對ヘ半邊ハニビ
訴訟スル事ハを云事ハと云半邊ハニビを云ハシメテ是シテ半邊ハニビ
人ハシメテ事ハと云ハシメテる事ハあるべ

一左の手ハシメテ右ハシメテの手ハシメテ馬ハシメテと云う事ハシメテを
おち馬ハシメテ事ハシメテ左ハシメテ右ハシメテ綱ハシメテ馬ハシメテ古ハシメテの武士ムカシ馬ハシメテ
事ハシメテ御ハシメテ必ハシメテ手ハシメテ持ハシメテ多賀豐後ハシメテ主ハシメテ忠ハシメテ云
云ハシメテいざハシメテもの上ハシメテと云ハシメテをもみ人ハシメテをハシメテす
羊ハシメテされハシメテ我ハシメテぬ時ハシメテ入ハシメテおハシメテくる方ハシメテ

や、うめを馬の上まへかず、何時もうとどつて射(アサヒ)
直(マツ)えられば、たゞ弓持あらむといひかよすが櫛を
あたまるひとと、さるを妻(フミ)と書くすあつ妻
の字用る、恐(アラシ)一又旅(リョウ)の娘(ムネ)と書くも御(ミタケ)一古事
よ、あらむまひとと、古事記

一
香會と云へ人をあまし集ひて香をうながす事
あり、香や香會の事をいふ。
一
香会カワツキと云ふ事と云ふ事也、香を三品も五品も焼て
出来と云ひ乍ら、わざとあらわす事也、
たゞ、勝てかざすやうにすむ所十種
ある。香の事は多事也、
秀源氏香宇治山房小香香モ外、而て作法
あり、香の事は多事也、

一香合と云ひ香をあくあつてそれをたゞかす
ニウロ口氣を左方右方とつづいて香をたまとも香の
まゝうがとりを仰御て勝負をわざふ。之は金魚と

金剛山元三
東西殿の内八
代の金

かく刑志ありて御刑一勝扇をさすりもむ
又虎俊刑ともち度の人今一月は御刑もるもむ
一香煙考合あとの作法の家から家よりニ東西殿
の家に地下もい志賀流米川流あり志賀流の
元祖が志賀主に在る家信しはふすとす
土代めの將軍義澄公の時代の人ニ米川流の
元祖ハ米川常俊之常俊ハ俗名小竹庵ニ有り
どう一任と号すとる人也

一口傳ししきすの書面と書きあつてかく口上より
いもまばかふりぬ事とは傳はずれと云ふ也

まで藝術の
已きことに秘は
と云ふ事で初
家のりのま優
するもむうそ
もうもむくそ
の時ハ松傳を
免してうそ業
うせぬを松傳
事うつさをも
まくすせぬ
されば松傳を
業の本と傳も
松傳の業をと
ばらくまき
にあくる時よ
津りつざるの
外のま松傳を
云て今ほま
るハ必ず是

そがれぬと云ふは、まことに書うて、かく
きておへて是只傳事の絶うせざる故もあたき者
萬面よやもくと書き事をちこかくしてます
そは傳ふせり、あまくと書き事とさゆうにされ
口傳を知する人死まれ、至事ハ絶うせり。又
まく松事といひ事もあまくにかくかくして今
傳えやねハ松事をかくと人死まく附ハもす
施うせりと松事あくもかくと人ま寫さを
もしてち書世よ施うせて後世よつまくぬ
事うり松す口傳も松事ものそもせぬふよ

それおを多
（きるよもる
多くまちあき
心え

に侍するハ爲一々のそむくは後日もかれま
（きるよもる
多くまちあき
心え

やうにとひうぐべ

一 岩敗セイハイと申すありやるとよむておを岩船イハシへねをあ
やうとし御者百物すとどうはてみるを岩敗セイハイ
ヒト附の人々罪人ミツジンをころもすを岩敗セイハイと云ふ罪人
をこうすも罪人ミツジンをあはづるあれハ岩敗セイハイのつあれども
罪人ミツジンをかきうしていふあゆまつて古事記カシキより
おゆの事コトを岩敗セイハイと云ふ

一 上表シヤウヒヤウ

とハ役役エガエガを辞退シテタリとす

本ホンハ我ぢりとようを行す

ともと主天ミツテン（おけ）て拂ハフ。

状ヨリを表ヒヤウとちこ表ヒヤウハあらそすとよじ字ヨリを我心ハココのすを萬物マツブツを
心ハココとひ主天ミツテンへよしと役役エガエガをあらそく、何ナニがよよりて役役エガエガ
を退き、さきとひ詔シモトハシメを出ハシメハして主天ミツテンへよしとよ表ヒヤウと云ふ上表シヤウヒヤウ
ハ役役エガエガを辞退シテタリ時ハシメタリ斗限トウヘンりたる事ハシメタリ、おれとモ近代
の世俗役エガエガをあらそくをのこ上表シヤウヒヤウあらそく主天ミツテンへ萬物マツブツを
上アツせられとよるゆうて上表シヤウヒヤウあらそくハせう

一 時刻ヒメイク五更ゴエイと云事コトあり一更イチエイの成ハシメの時ハシメ毛モを甲夜カニヤと
云二更ニイチエイの時ハシメ毛モを乙夜ヒヂヤと云三更ミチエイハ子コノの時ハシメ毛モを
丙夜ミツイチエイと云四更ヨリチエイハ里ハシメの時ハシメ是シテを丁夜ヂヤと云五更ゴエイハ寅ヒサク
時ハシメ是シテを戌夜キヤと云

一 時刻ヒメイクを以ヨリ初ハタハタ五更ゴエイあるくちよ毛モハ吉禁中
に漏刻ロウコクと云ねあり銅の壺カネのつぼより入ハシメて壺カネのつぼの下シタは元
ありて水ミズの滴漏ドリドリを小作コトコトて壺カネのつぼの内ナカニの中ナカニは蓋カバを

立すゝも壺を漏壺と云其水を漏れると云ふ者を

漏器と云ふ者も刻りを付けて水を漏刻といふ

之刻めの数は四十八を以て一時の水を四刻とす

定める所は考き水の中へ立すゝ時より漏れて

水の量減るに従てその刻の限より多くする

ノ時より刻め可見るハ子の一つと云ふ者あり

職員全陰陽、子の二つと云ひ下毛より准へ刻め可見るハ子の一つと云ふ者あり

鐘鼓ヲ擊ツ

用取扱人ハ陰陽寮と云官の支配下より漏刻帳と

三人立て其漏刻を守り而て鐘鼓をうちつゝ

時よりと云ふ事と志の如く每時を四刻より刻り

職員全陰陽
寮ノ下ニ守卒
鐘鼓ヲ擊ツ
見エタリ

付くると今ハ昼夜を百刻と定む。前一時ハ八刻余
あくると彼の時の鼓を亦四數鼓トハ太鼓子午の
時ハ九ツ丑未の時ハハツ寅申の時ハ七ツ卯酉の時ハ
六ツ辰戌の時ハ五ツ巳亥の時ハ四ツ未ノ時ハ
延喜式の陰陽寮式又々見えり鐘鼓を守り漏刻帳と
一物忌の事神供の部又記一節
一方遠の事神供の部又記一節

一貝覆の遊を始洋あるに除平盤表記立の年
行綱中云五月廿日酉八象へ推參してそれハ立年
言の未云五月廿日酉八象へ推參してそれハ立年
教も知れに無づく者へ何より思ふそ

尋向乞れり衆内者と申へて答ひ。入道殿
福原ゆ下向の申候す。元年奉公して恩覆外
は筋負スルと云々。されど同廿七日より人報を上せ
福原へ下向と申候。是を承ハ七十九代の天子六事

院の内侍あきハ院より恩度の筋負と申す。内
うれハ其始りハそれよりも稽昔の事あり。一
一

寝殿ハ寝室
あら、とハ床マツラ
まうやく

一 桜をまつり東枕をまつて衆より衆のちと
ハ東席枕ハシマツラをもてて東を枕として陽氣をうぐき
かよ孔子より東首ハシマツラ一枝ハシマツラ。寝殿のあつひ成。東枕
者のゆく。河院ハ北首ハシマツラに陽氣をうぐ北ハハシマツラも

又伊勢ハシマツラ太神宮の法方を佑詠ハシマツラせす。勢既ハシマツラ今
いさとすなり。但太神宮の遙拝ハシマツラをうふ。命を
猪ハシマツラの角ハシマツラ。はよす。立ハシマツラて。秋ハシマツラの。かとハシマツラ。天子の。深ハシマツラ。寝ハシマツラ。あ。之。陽氣
小首ハシマツラ。ゆ。然ハシマツラ。遠ハシマツラ拜ハシマツラ。と。ハ。禁ハシマツラ。中ハシマツラ。よ。伊勢ハシマツラの。太神宮ハシマツラを。も。り。小。お。き。
禁ハシマツラ。中ハシマツラ。よ。辰巳ハシマツラ。命ハシマツラ。を。ね。い。ゆ。を。南ハシマツラ。へ。ゆ。ひ。拝ハシマツラ。ば
も。と。と。云。ハ。戻ハシマツラ。の。是ハシマツラ。名ハシマツラ。こ。そ。と。云。ハ。い。や。く。ゆ。ゆ。り。り。
古ハシマツラの。入。ハ。も。ご。と。い。い。一。休。歌。を。よ。そ。と。養。の。う。れ。り。そ。う。り。
歌。を。ま。の。尉。親。當。が。一。休。也。あ。よ。け。ひ。世。ほ。ハ。い。う。も。
回。ひ。う。れ。バ。一。休。歌。を。よ。そ。と。養。の。う。れ。り。そ。う。り。
國。の。や。ハ。う。れ。と。も。う。と。祐。し。あ。ま。そ。き。そ。の。も。ハ。死。ゆ。
も。う。う。そ。う。そ。う。又。因。出。よ。善。導。大。師。の。画。像。の。贊。す。

一 東攝政惠良
公ハシマツラの。作。さ。よ。の
ね。あ。ま。そ。き。書。ふ
も。い。と。云。出。の。ね
す。ね。あ。ま。そ。き
を。ゆ。く。あ。り。が
良。き。も。よ。が
を。く。ろ。く。あ。り。が
修。修。と。ほ。れ。

蠅ハシマツラの。そ。き。を。も。す。

多きをきく
も女へるの事
をばどとひく
き

一休のこあへくろくろん夜のまとの事はあるハ善導寺
大師もさまでたるんちく拂びて廁の下に枝の下に
箱を入までし箱の中へ戻をひき入れて人をひる
すきもどきもといひ戻の事をばごとつすあらべ

一一二と云たもれむ行ひいづとひくすと石をかき
三ツ四ツ拾てみをくるを岐おも知原と云人
於才一の子鼓と一二の上ひことせず及びて講会
懇親の団子を萬巖おきるな一二を不達せられ

より平盛衰記卷二十四云又胡時成実本やる乃

集はええたら

一南天ラム木名南天ラム燭トウを度メす挿シみて少コトハはれば災アシを解スル
云又後アフタの赤アカ入リ度メハ軍隊クンテイの時のすスあハあハ用
て災アシをもムくとム幸南天ラム災アシをもムべき功
能ノウハ無ナシ也タとム難精ミツシと因ドす事モノあり而ハ難ハシを將シマ
と云ひと用スる也タ易シ難ハシをすムと吉事ヨシモノもムと
云ハく畢ハシマ竟物モノつシひすムもムと

一古事コトハは湯ヨウ高タカをゆムす所ス延年エンニを僅シカあハくとム
延年エンニは欲シひ壽スルをゆムて樂スルて壽スル命モノを延シ心ハ之ハ

一火爐ヒロより火ヒ炭タケをまくよ白シロ炭タケハナキと音ハナく
火篭ヒロを用スるすも家クム五一冊シテの事モノいはいりまハ

九月晦日よりあさりて二月時日よりかやひをどて
表向よはいづりあくい常のゆふよす入はは炭を賣
炭とて和泉國樺山とて立る燒く炭つては粉面
石よハちうぢやの火辨をらむに中炭ヤーもの此
事ハもとて魚く男女同へてすよせぬやうにゆひめの
との末残す云むづかるは方よいすの女房の云づ
一ツそぞやくらづ浦翁のひぢちよは炭を立木を
もくれいをほ主に傍邊も落まのすこハ木とてをく
わよそは若りてはきぬめのとすし)とも火篭ぐるをき
て立の木そは炭あしくはれよシヤてをのすくはま

やうこの今をさあより修明門院のはがくよすくらひ
くる人よあんすゑ一けよはそのすくよの、ひととむ
きそあくをぬくをくくきくは炭あくゆこひくうな炭
はあよもじくねあき炭があくもとあくさればあよひく
うくの炭を用ひもあくをゆくとハぬきんよ室を替ふをこれ
炭をうらでるしつれくよは云浦翁の火辨よ火を多
うきひたまくとばよじよあ一かづけよくとちに
へきこきえ宗五一冊よは翁の火辨よは立炭う
ねたよもさきとあく時ハ立炭あり

一石炭のす宗五一冊よは和泉國樺山とて立炭を

く巖と云ひて其草は云横山巖泉叫り出之巖
の色白一内裏三方佛前之巖官女よりあるを
御子不汚れ賞之者ハ毎日運上ス云々夫本集卷
之二十難の都山の歌の因よ六帖題光俊於尼寺六
何うそいふやけをつらうあるよこひすこの也くもん
一因舎^{イナカ}より御す風俗も古代のすの様見るす有くを
京より多く古風残るそれとぞ繁花ありが古風を
失ひるすも民皆余りに戸へ多鷺ありて法事の
本の入交する所ある前詞も風俗も因よ改り古風
を取失ひもすり詞もすり風俗があるて因舎の風俗

取べき事も多シ

德と云共ねく一德政^{トクセイ}と云ハ唐^カと云ハ仁政をえに取て天下の徳人を
コ付くるとう元^モを云^ム徳会類の
時を切てすく、
船のきりえ之則^ル船のあひだの監
入をやめハ大の
さうえ之則大の
甚^ハ船の底を
甚^ハ船のとくを
ひも船の底を
人ハ義を行ふ
をゆきうてとくを
すくい合せ
利歎の心ある介
仁義をいきす
もと不世よ
いよへと後世と德政の行ひ様大はあ遠あ仁德

と利徳との遠也世の後より名をひくと利徳をこれ
と云候者も仁義の傍をうこ思ひる人ハ多き捨
て利徳をよれとすとと思ひれど利徳をみび
禍の本也

太平記卷二十一
軍ノ条ニ桃井
播磨守ヲ討テ
トテ軍ノマウ
ヲ申サレケン
燐ヲ明ニトモシ
テ見エフ云々^六
此時代既ニラウ
ソク有リ

一 灯の灯ハ油火本或之禁衰^ノヒハ油火を用ひるをゆ
灯の事もお下とあがらと云々 お下とあがらとハ
大扇油の略^シ 大扇油
とちりて大殿ハ日帝の法殿を云々 燐燐と云ふものも
吳國より傳來ありて後日本も作之され乍本武
士あり

一 謂を孔子と爲する例役名の數^ノ一五

一 関東坂東の事近江國會坂関より東を指て奥東
と云々上野と信濃の界の碓井より東を坂東^ノ云々^七
平家わゆる齋藤列達^ノ坂東武志の姓を善也^ノ
を云々も是之坂東八州と云々武志お換房上総
下総^ノ陸上野下野是之後世常陸を除て豆州を
かハ小田原北條氏の領セテ附の事^ノ之を附^ノ陸^ノ佐
井氏の領地^ノ北條氏の領地^ノ非^ノ常陸^ノ之
關^ノ州と云名目ハ非^ノ坂東八州とシ又東^ノ常陸^ノ
の実東^ノと云ハざる云と異也^ノ常陸十七建仁二年
の記^ノ奥東二十八ヶ國^ノ奥西三十八ヶ國^ノトあり是ハ五畿内

小東山东海二道ノ國をかへて二十八州と北陸山陰山陽
南海西海五道の國を合て三十八州とす。

一ひあてやうそ日あてよ古てあくまることを嘗ハ天道

やううとえくさゆる著は集卷二十九虫鳥
禽獸ノ部或田舎人家

上りて侍るうづ宿主天道下こうと店りる

香煙カイタキもええを
いづくともあへふ
おおぞらたき
とく空燒の香
もそほせがふ

一空燒カウタキと云ハ、夜あめよ香煙あくしていつくともあく香の
香のう城るをき^ル是ハあく人のいまとあくやる以あく
ち座カウあよ香をたきあくて香煙をかくし、夜の陰の
はあくと香をたきてあの夜爰へにはくねるも
也。但是ハ風よりてすみぬきをすいかまてもの

座あよたきあくと香つよき

一蛭ヒルカヒと云事古舊よ有く凡^ノう尺素往來山槐記東盤廿五
明月記小右記等よ蟲と云虫を捕へて膿のよよれて膿血を吸出を

る事は古代の外科の療治也

一生氣方と云ハ正月生あるハ卯の方ニ二月ハ辰三月ハ
巳四月ハ午以下準^ル知也

書籍之部

は筆ハお流の云よかちうなるも承ますて古
方をう心地を記がさふき志とあるよ云を

一 武家の故実記トクニシテ大双紙と名付くる書六品ありと川

薫倉大双紙と云

書り美ハ永和
五年ト文政十
年ト薄倉脇
合戻の事トシある
記録二冊トシ
故東方の事トシ
あらも一名太平
後記と云

大双紙と云ハ小川伊豫守貞世の作トシ後 宗五大双紙
と云ハ伊勢下總守貞頼の作也 貞頼法名宗五とひ
すゆとも云 大館大双紙と云ハ大館伊豫守尚氏の作也
云又第トシ大館大双紙と云大館伊豫守尚氏の作也
尚氏法名常典と云大館大双紙と云ハ江州
一名ハ書札懸掛秘傳ヒツケンと云也 佐木大双紙と云ハ今
佐木木氏の作トシ木氏名系 三議一統大双紙と云ハ今
川小笠原伊勢の三家心トシ記トシと云
又大双紙と云ハ一冊あり三議一統トシ似トシと云

作者つよひのあす小笠原家の事トシ

貞文三議一統トシ三議一統ハ義滿公の時代小笠原兵庫助長秀今川覺京
安一冊アラハシタ
リ見合ストシ
義滿忠トシ憲忠
忠トアリ憲忠
伊勢氏ノ先祖
ニ無之
義滿公時代日
記トシ中所トシよ今
川伊豫守貞世
名見タリ其比今
川氏族モ多キ云
氏武家トシ故實
知タル人トシ貞世カリ
今川大双紙トシ云テ
武家トシ故實トシ記

義滿忠トシ大双紙トシと云
書一辨トシのあやう將軍家の仰トシうけをあまうて擇トシる書
見元トシ甚信トシかとくトシ貞文持トシ小三議一統トシ
書一辨トシのあやう將軍家の仰トシうけをあまうて擇トシる書
とトシ考トシる者トシす自家の考トシと見ゆトシと上義
満忠トシ代今川左京左支氏頼伊勢武藏守満忠と
川氏族モ多キ云
氏武家トシ故實
知タル人トシ貞世カリ
今川大双紙トシ云テ
武家トシ故實トシ記

貞信トシ是トシもトシ信トシからトシゆを知トシいもトシよかの云

シ里レタル書アリ

此序文と三儀一統と云號号とハ後人の偽作アリト
うの萬の本文ハ、いふもゆき事と云ひテ、用ヒ立ヘ
キマツカの本の題号ト商ホ法集三儀一統大義教
トモウ、いさり書籍とも毛利と云ひ題号の本アリ。
またこれも元來ハ商ホ法集と云ういひる
を後ニ三儀一統ト云名を立テ有リナリヤ
メハモキ豈蹄ナムたるねアリ。

一弘あ禮節と云者、今板行後、宇多院の五代弘安
年中、上皇龜山院の定め致ヒ、礼法モ院中内
ヲ亦より禁シ、その礼法之を本の本アリ

礼法を取て武家の本の本モ、とうて傳モ、も
あやまつて武家モハ別モ武家の法モアリ。

虎ノ巻、事是
ヨリ三枚目三モ

一虎の巻と云者、一名ハニ畧の傳と云者ハ、陳義經於
臣鬼一法眼より受け傳へられ、トヨ傳へり世の情
る虎の巻と云わ義經の本傳の事とあるヤ、
似せものもタゞ、云ひけハ世より、虎の巻を云ふ
真言符字その外す、もひゆの本あり、其のことを
のせて軍体の用よう、傳キ、又ハ、可もあ、も古の奥
傳末の京圖あり、その京圖の連名の内、其の名あ
く、考ふ本の一辯と思ひ、念せられ、其の

偽作（シメツカ）したる事あるべし。信用（シムヨウ）がきく。用ふよき。書く。

一 庭訓往來（テイクンノミジマツ）の豫金時代の人玄惠法師の作。尺素往來（シルクノミジマツ）ハ京於將軍の時代の人。象捨改兼良公の作。節用

集又下學集（シテガクノミジマツ）とも玄惠の作。古今の草用集

（シラフノミジマツ）慶長年中板行

のハ昔の草用集あり。かやうの俗ちづき事もつゝき。今後の人倍減

あともハ皆花板より多く草紙也。傳の類も古代のねハ證據より多くあくまき事考るたまげにあくまきすてたゞうかる。記述どもハ益角をび

一 美人草（ミンジンノミジマツ）と云ふあう毛多賀豐後守高忠（タカマサ）う小笠宗辰（コキノムロシマツ）へち馬の旅実尋（シマツリ）す。江戸に見正五年五月。

書也一名をくすむ名す。事とましは書下板す。ゆえに
美人草といふ

一 書也ハかく承承りとも何ともあまくそれハ見づ極
智惠を擱せん。あす多文の族ハかく承紙あるをば
あそくもどくもどくも。あすまつこかく承紙もも
能き。あハい。花も葉も手すてお敷く。あ。さく
一 萬あらひ説をあくまきそへつりもあくまきも。わくあく
をあくまきも。もそれを見づく。す。ハ萬あらをあくまきひかく
よき。見づく。智惠よあ。それハえわけかり。まく萬を
信せ。萬ふきよをうと孟子よりあ。能く見こけて心る

されハ用よシぬ之早亮ハ生れの智惠のヤシキノ所
されハ尼ムトアリアリカレモ多ク事ニ及ル
ミカニト大概ハスルル也

一秘書といわハみづに人ニ見せざる事無也と
人ニハ亦ナシテゆりを高き事ヤセ(キヨ)シ我亦不
もの事も多有行ハヌ事施えうセラヨリモ
て後世も傳シアリヨリシカレヒ人ナリウツ
セキル時ハ外事諸あキ事も多施ヨリナリ

一藤九郎盛長記と云書何^タ扶桑見聞記と云書何
又見之ね記ハ大江廣元の作^ヘトナガ西豊も年

扶桑見聞記
大江廣元記
トテ其序モ廣
元ノ名ヲ祀タリ

萬^タ

波嶋道義^{ヒロシマ}作

代のお達^{タメ}アリ^{タメ}實^ミナシ^{ナシ}の志のみづに^シ總作^シシ
タル^タ萬^タ也^也
有德院様^{ヒサクイニ}ナシ^{ナシ}御事^ミ高^タる^タ而^テ又信長
記の内甚^シ保^シ多^シキ^シ大^シ久^シ保^シ志^シ忠教^シ又記^シ見
え^シテ^シ 本照宮^{ヒコウノミコト}ハ
トテ金篇^{シキ}作^シタル^タ知^ルヘ^シ
依^リ貞文扶桑
見聞私記^{シキ}奈^シ
ト^シ書^シアラハセ
リ見^シヘ^シ
近世軍^{シキ}學^{シキ}志^シの事^シハ^シ妄^シ說^シ作^シ
油^シ引^シキ^シ也^也

義経記六韜

の書とあり虎

共ともす

一或説は云源義経の虎の巻と云ふ太刀のあらもとある

六韜と云ふ中の虎韜の巻をき。今世より六韜の
書板行ふてかわゆといふもあれども義経の時より
は板紙があり世より甚珍り。かくして鬼一に眼板
とて人よろせざりしを義経ひとう小盜をかくして
虎韜の巻もうす。どう様に虎の巻と云
とては説はともぞつき拾ひ出でゆ。

一謙倉年中行事と云ふハ頼朝夷胡將軍家の事
を記してある事よりちも是利辰の時代謙倉の所
基氏の家の年中行事之成氏の時の人かき事と

基氏ハ尊氏弟の二男として義塗つの才也。

一犬追物秘記と云ふ二冊板行ふ。三浦今上總介西人
犬追物秘記ハ
扶桑見ず私記
ノ後書くは作
ノ物也

の作べとそも書のあるおあ人の連名あり是太翁。傳
あく犬追物の古書の切れもれをかこつてあつりて
近年の入判は作意をたえて綴る。古はも
勇て無くもをまことやうふ事もあく又憶大寺
院の犬追物と云ふ事と云ふ事も。正保年中武州豊
崎郡王子村と云はば謙倉すう強がくも犬追
物の作法を以て謙倉が時代の時に作べる
檢見も外も皆謙倉時代の武士の名を取ひてこう

ら、真もよばかは憶大寺家の松本より記す
大あり也をあここれらのはまを知りてまよふ
人多く歎します

一先のとく承るとおむかし京都將軍時代の書くある
赤ののれと我うそびてし娘君へ承りせりおと
ナ候のうそのか女のしましめ又女房の赤東を
かきくものと喜き事

時元和八年ニ十所左衛門久慶う記したる大追わの有一卷
タル大追わの有をすと後代の大追わの有をすと後
も何うもぶかき事へ候もあつて諸封秘抄の序

一布衣記と云ふは承仁三年八月彦振の青侍北面等
凡そ承のう始のうにあれハ頑狂の村大追キシマツわアリすき
何事かとす

一布衣記と云ふは承仁三年八月彦振の青侍北面等
二十余人を殺越前守助成の宅おのの子の時接輿する
武士の故実を定め連刑を以てやくそくち之謂を爲
役のすりば事キシマツハアリスをうち空跡あり

一訓閑集と云ふは承仁天皇の法時代に維時入唐
して傳來する軍術の秘書ヒモウハナハハ傳ハシマツす
之等の訓閑集ヒモウハナハハ後の人の偽作あり

一 近世板行の書よ楠幸喜と云軍械のあらう是六楠
正成の家の甚とそも家の奥よ正成の姓名あり此れ共
正成う本作よハあらん以やわくも書よ該砲の
事例う云成時代よハ該砲ハいまとあるく是と
例を知りテ私漢ちよ軍書よハ以モ類を知りテ文書
あれハたゞくうやく也(かゆうのよもじのを記す)
一 書ねの行のかづるイヨ又ハイ本と書てあるハ異本
と云ふ(是本とハ別の本と云ふ) 又一本とありハ二本(是本と
列の大ニハめ此あると云ふ) 又一本とありハ二本(是本と
云ふ) 又闕文と有るハ(闕ハカノルと云ふて書き書よ) 又脱文又
脱簡と云ハ(書き失ふ文言のぬけと云ふ) 又行字と云ハ(行
字の行の字と云ふ) ありを云因えと用ひ

人ハ人ノ名ニ
ハ右ノ方采引
ヲスル地名ニハ
字ノ左ノキニ
朱引スル之コノ
外采引スル
フナニ字ヲ消
ニハ字ノ中ニ采
ラ引ナリ
又漢唐宋元
明ナト云代
色右三引

一 著れの文言よ朱引を下すもの文の名 何郡
と云地名よハ右の 官名 大政大臣 墀相あらく云官名、
方ニ朱を引シ 人名 佐の方ニ朱を引ヘ又位も同 人名
孔子 孟子 頑期 義理あとの名 書名 藩君
スハ中ニ朱引を下すあり
著れの名よハ中ニ
朱引ナリあり 年号 景陽 唐保 康元
ラ引ナリ
名れ人の名うかくぬ時初くよりよ薄紙を立て
光のるよ引く朱引の物あり歎よしく

白讀点ノ形〇ヲ
圓ト云ひヲ批ト
云句ニ圓点ヲ
用ルナラハ讀六
批点ヲ用ヘシ如此
スルハ句ト讀占
キレスシテヨシ

君とこう中ハ人の名をこそ官の朱引とか字を初で
ニ引中の朱引ハ物のやをアハ年号とあれ
君所中ハ人の名を官中ニハ書の名を六年号は欽一旨を
是をと
一書ある筆章句讀と多き多う筆とハ新タケ
内ニ筆と云一筆の句とハ一筆内内ニ筆と云讀とハ一筆の内内ニ筆と云を始
終トテの事の心をソヒ西モを筆と云多筆をあり
トシを筆と云ちと多筆を筆と云多筆をあり
と云一句の内多筆をのことを云ふを讀と云
書ある筆章を付タハ句のあハ傳又丸をつけ後
のあよハ字の右下に生、中よ丸を付タハ正字

集の序あるハやあと音ハ人の心を云々とて、達くいふ心がまく
のもととてあらモなる。

一書籍の序跋凡例シヨバツバンレイと云事と序と云ハ書籍の取扱
カシメるハ今このつけよよりて萬あらわすと云多細と
ソヘのて筆すら文を序と云跋と云は書籍の序
より裏書の事と凡例と云ハその一書の書籍の
例を云々と云是ハ又は記すと云へて云々と
のつて後むゆの又大意をいぬすすりよ書を云
一内典外典と云は併書を内典と云傳書を外典と云

くこれハ生家の方もソク役

一 疎書モニシテを書スルあよやのるよよりては書スルを
よくもりトシタとほり書スルをばコトカキ書スルし詞シテハカキ
もソア書スルハいもぬマハカキ田吉人ハ詞スル書スルあ
書スルを

一 挑合キヤウカウとカウカウ挑讐ケウセイとも挑ケウとも云ハは書スルと彼書ト曰イ一 挑
本ヒを争セてあ方ヲ引クて遠アリて近アリをハ方ヲの
キミを入れて少シ一多シくをうけ

一 著述ナヨニキとカイ編輯ヘンシヤとも云ハは書スル書スルを作ルあくハシムと
一 徒ナウ解カイとカイ解カイとも云ハは皆ハ皆ハ書スル書スルの又角ノの知ル。

書スルをひりときて傳新カウカウをああハるムをミ。注解ジイキ。注釈ジエキ。
あくモじミ又注疏ナウツとモ。

一 拙シテと云ハ拙書カウカウと云又注解ジイキの事ヲ抄メとモ。

一 書籍シキを成卷カウと云又考カウの一卷ノ二アと云考ハ上古カウハ
紙ハの事ヲ。竹カクをりつて火アありて油オをぬきて
己カワを供スル。もう一卷ノを文字カタカタで韋カワとあらわす。取カウて
て考カウして。第一卷ノが幾卷カウとシり。又一篇ノ二篇ノとシり。あらわ
て考カウ。もともと考カウの趣カタチをミある。第一卷ノ物ハよもじ時ハ

うひるけそ候うぬきに折本とも本とすより
之ぢやああれど猶古の趣を以て幾處も表のあらう
一書籍を表す字はかもかと遠き所よみをす
假名をも写すてか書ふ表邊と云ひとも云ひ
に寄り立へぬ外の因書を承ひて引くて亦モ
ア我推量を以て本表の字を寫出して寄すもハ無
事^シ我推量の考をハ文字の傍ふ朱をもとかさ
かえ立へ

一義經記、作者詳あらずされど甚うきまく我
所語ハ比叡山の傍の作^シれひと就王法^シのての爲す

法^シりの師^シ、この山のちづくよゑをよこ^シハあやとま
そ抱てゆく^シ但竹志の名^シあれず源平盛衰記^シ葉
室大納言時長^シの作^シ平家お役^シ信濃前司行長^シ
の作^シ太平記^シ玄惠法平薬師^シ次良基^シホの作^シ保
元物^シ平治^シ所語^シ作者^シあれされど甚うきまうり
かうの古き物^シの如^シハ能^シある^シ考
あくよ用^シうる^シま

一唐土の書^シ四書五經史記漢書^シを始めとておひく
くありて不^シとあき上^シ了又年^シ唐土よりも後^シ來
る者^シの書^シ不^シある^シあ日本の方代の書^シの度^シの

兵乱はナケンセト古甚を主と又かの手をもつた
めもとのハ多々れども日本の手をもくるねもとのハ
ナリ日本はまれてハ日本の古事記實あを知る
日本上吉のふき日記ハ日本書紀古事記古傳拾遺續
日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄三代实
錄類聚國史等又世継物後續世継御神神皇
三院記日本紀畧帝王編年記のれも實證し禁
衰法式のすハ延喜式儀式律令格式西宮記北山抄江家
次牙雲圖抄ボく官位の故実ハ官職秘抄職原抄
百寮訓要抄等く裝束の故実ハ後照念院殿裝

京抄雅亮裝束抄鎌抄桃華藻葉抄宸翰裝束抄
三象裝束抄あくものにて傍うす古事記抄うきも
モフーレコトを塗ひくよきこひ文モモボレハ世子
抄レモ古事記のうきも入るまく又或もの旧記
ハ东盤ハ、実源、鎌余の日記、室町記、室町日記を
モ京於將軍の実源之、古の実源を以せて傳
作りくも事もモ能く、毎てミタベ一又禁中の抄
ハ禁祕抄侍中群要公事根源後醍醐院年中行事
同日中行事あふあり拾取抄すも色々の事なり
以外古事記抄修すあり尋すくよきべ

一高忠マサトと云ふ寛正年中比の人多賀を後すち忠
小笠原反ふてて高もあくら矢おの故変を記す
き高の後の人義入革と名づけたうの高を人の
ゆ松元と今みせんといふ心と名せうとを
立傳のよ高先年板切と世よ多く有りうぢハ
板切のあせよりく成り板切のやもよきやく
板切のあせよりく成り板切のやもよきやく

一奥州十二年の合戦経あらわしの合戦あらわしの合戦あらわしハ毛彈モダニ羅
ラウ画ラウノ^ノ藤倉將軍實胡ミツフミの時京赴カタマリ而アリ奇
せ高ひよ^テ東艦ヒタチ十九四丁ミツシキ又將門合戦の
経あらわしもうとせくは^テ因爲イニシヤをうり十二年合戦の

経あらわしと世より又土佐光信の一谷合戦の経あらわし又保元平清
合戦の経あらわし又土佐光長う年中行事の経あらわしと^{シテ}古代乃
経あらわしの事る経あらわしの考アラガシの事よより事モノト心コトハ
すてそ^テ人物衣服道具の物モノの世セの世セを取ル取ル
遠アリよより心コトハを付スて考アラガシ古代の経あらわしも
せよ多くあり

一何事とも正史実證アラガシと云ふ信用アラガシがよくある
とも正史実證アラガシと云ふ事モノ又たゞあり實事アラガシ
事モノあり正史実證アラガシと云ふ事モノ又たゞあり實事アラガシ
に記してあれともせよ著アラガシ人知ルぬ事モノありま未

實朝公の歌集

カ金塊集と云三

冊あり情を祈

命於金塊集よ

あり天木抄ノ歌

ハ金塊集あり

考たる

大木抄ノ歌

ハ金塊集あり

考たる

抄て謙倉右大臣夷胡晴を祈主歌ひ

歌

ときによりすくれ民のあけきこへ太龍王もあだま
は歌出集よ云建磨元年七月波浪天土民愁歌セ
事を思ひて一人まゆ本多敦新念云太支本抄そぞり東船を十
九建磨元年七月の記文をそぞり東船より集了
時を祈主歌ひより見えず船も実終之は集了
そぞりあれハこそ傳也とひそくそぞり東船より記漏し
やうすりあれハこそ傳也とひそくそぞり東船より記漏し

たゞくまでそぞりそぞりそぞりそぞり

一前太平記又前太平記ありハ追代の人の作

武異馬

奥あるの考よハあすすねの後援より引へ、幼き子を引
きをあとの孫やしき跡よりも古代の人の作り見る爲ハ
古實の考よあり據據よ云々ありうち館草子内村
羊子めのとの羊子文ひ羊子ふとの類如毛筆画の
院物あれぢ古きおと後援より引へ

一和漢朗詠集ハ四条大納言云任卿の集められし萬文
之書よ詩もり文もりわすらうされよつてを
つけてこのを朗詠と云し古代ハ酒寫きの時も
又折りれ事よゆれて當時其事よきあ應の
音歌をうひしれどもおもひゆるの謡ひゆる

感のうれし

一 家町記六卷真字二書是ハ実源之又家町辰日記十卷分是又實
祿之家町辰日記真字二書セ立卷毛集井殿ノ奥書也是ハ偽書也用へうれし

一 先代舊事本記旧事記トカリモ云トソサウヘリ是ハ聖德太子の作モアリす古代の偽書也吉田家の先祖の偽書作りモアリす人あり古事記も偽書モアリす是ハ於大より偽書也元
又舊事大成記と云書モアリ是をも舊事本記と云
是ハ城の聖德太子の作モアリす是ハ於大より偽書也元
祿年中のある日更滝の勝寺禪師と云僧と志林の園

伊雜宮の神主との偽作之事モアリれて各流罪は家
せられモアリうの葛板行モアリうの絶板モアリうされどもヒ爰
うモアリふねモアリ人モアリて信仰モアリも有モアリうも
モアリモアリ色

一 沢原武盤又大系園又和善居藻金實記義徳勲功
記等の記皆偽モアリ故實の考モアリ用モアリて
一日記と日記とハ別の事モアリ日記と云ハ表す事モアリて
後記のるよ記モアリを云日記と云ハ多日この時モアリを始り
雜事モアリを記せモアリと云沸湯殿上モアリ日記モアリ記
はひよりきと云ハ沸湯殿の上モアリ官女モアリの多モアリを

記せり別の文と見えりされハ鱗川紀元う記せり爲中
日記と云ひ是も即ち日この事を記せり故曰記す又
二十七日記と嘆(トシテ)ひにつきと云つてあるべ

一八廻日記の事大追物の矢印法を記せり書をさして八廻
記又八廻外場あと云々凡八廻て云々ハ何がとも素す
るにハの字ハ假字もそ矢の字もあらず左あくミ大追物
の纏きよ斜(ヨク)矢の筋(ヨク)を矢印法もしくは矢廻と
いふるありべ

貞文雜記 大尾

伊勢貞丈先生著書賣捌所

東京

全京都

發行所

全

南傳馬町二丁目

吉川半七

日本橋通二丁目

寺町通四条上元

大倉孫兵衛

寺町通四条下元

田中治兵衛

全六角通下ル

山田茂助

大阪心齋橋通安土町四丁目

鹿田静七

全心齋橋南一丁目

松村九兵衛

